

FIGARO
高性能 & 簡単測定
アルコール検知器
アルコール検知器協議会認定品
FUGOsmart
FALC-21
ファイガロ技研
0120-25-1175 (9時~17時)

Japan Trucking Association **JTA** 広報 **とらつく**
since 1953

毎月1日・15日発行
12月10日号
発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック協会 総務部広報室
☎ (03) 3354-1029 (総務部広報室)
https://jta.or.jp

本丸「適正競争」の推進!! 「更新制」を導入!!

坂本会長 次期通常国会で議員立法による実現目指す!



第208回理事会であいさつする坂本克己会長 (12月5日、第一ホテル東京)

- 全ト協 令和7年度 最重点施策・重点施策
(緑字は新項目・新内容)
- 【最重点施策】**
- ①物流革新に向けた改正物流法等への対応
 - ②改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
 - ③交通事故・飲酒運転根絶及び労災事故防止対策の推進
 - ④トラック・物流 Gメンと Gメン調査員の連携による荷主対策の高度化の推進
 - ⑤燃料高騰対策等の推進
 - ⑥多様な施策による良質なドライバーの人材確保と教育
 - ⑦高速道路料金割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすき道路の実現
 - ⑧適正化事業の推進 (D・E事業者の重点化) による法令遵守の徹底
 - ⑨新技術を活用した物流 DX 及び効率化の推進
- 【重点施策】**
- ①自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
 - ②環境・GX 対策及び SDGs 対策の推進
 - ③広報媒体を活用した対外的な PR 対策の積極的な推進
 - ④大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

理事会では冒頭、坂本 克己会長があいさつに立 ち、「今年の通常国会に 克己会長が、今年度の通常国会に 克己会長が、今年度の通常国会に...



坂本 克己
全ト協 会長

全ト協 第208回理事会
令和7年度事業計画骨子案を承認

全日本トラック協会は12月5日、また、厚生労働省、経済産業省、東京都港区の第一ホテル東京で第208回理事会を開催。令和7年度事業計画骨子について審議を行い、全ト協の2024年問題」解決の議論について厚労省と承認した。決りに取り組む代表者が集結。全国事業計画骨子には、「物流革新」の会員事業者に対して、物流の持続的成長の実現に向けた様々な施策を盛り込んだ。重点施策4項目を盛り込んだ。

7年度事業計画骨子の内容が別掲の通り。最重要施策として、商慣行の見直しや待機・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応や、多重下請構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金収受に向けた対応など「物流革新」に向けた改正物流法等への対応等9項目を、また、重点施策として4項目を盛り込んだ。

その他の議題として、①会員の入退会および代表者の変更(案)、②6年度優秀運転者顕章候補者(案)、③徳島トラックステーションの売却(案)について審議を行い、承認した。

続いて、国土交通省の鶴田浩久物流・自動車局長と山本巧道路局長が行政あいさつを行った(あいさつ要旨を要旨)。

また、「大口・多頻度」の拡充措置の継続、実質50%割引の拡充については、毎年補正予算で措置されているが、次年度も補正予算で措置が継続されるよう要望した。

が可決・成立したが、附帯決議においてはトラック運送業界があまりにも不適正な競争状態であることが指摘された。改正物流効率化法の施行によって、真面目に事業を続けてきたトラック運送事業者が報われるようなバランスの取れた健全な状態にすることが重要である。改正物流効率化法が来月4月に施行され、ようやく花開く。ある業界を改善し、適正競争できる環境にすることが、我々の最後の仕事。現場で働いておられるドライバーの経済的・社会的地位向上の実現を図るため、来年の通常国会で貨物自動車運送事業法の改正とそれを担保する特別措置法を成立させなければならぬ」と強く訴えた(あいさつ要旨を要旨)。



トラック運送業界からの最重点要請事項を加藤勝信財務大臣に手渡す坂本克己会長 (11月20日、財務省)

「大口・多頻度割引の継続」!! 加藤財務大臣へ強烈に要望!

全日本トラック協会の坂本克己会長は、11月20日に加藤勝信財務大臣を訪問し、「トラック運送業界からの最重点要請事項」を手渡すとともに、同要請事項の内容を説明した。

加藤財務大臣に対しては、「燃料価格高騰への支援」「大口・多頻度割引の拡充措置の継続、実質50%割引の拡充」について実現を求めた。「燃料価格高騰への支援」では、「燃料油価格変動緩和対策」について、燃料油価格変動緩和対策の拡充を求めた。

政府の総合経済対策において令和6年度内に限り支援を継続するよう要望した。トック運送事業においては軽油価格を抑制している大変有意義な制度であることから、同事業による補助金継続とともに、「地方創生臨時交付金の継続」を求めた。

また、「大口・多頻度割引の拡充措置の継続、実質50%割引の拡充」については、毎年補正予算で措置されているが、次年度も補正予算で措置が継続されるよう要望した。



「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」初会合であいさつする坂本克己会長 (12月3日、全ト協)

「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」が初会合 委員長に松田直樹滋賀県ト協会長が就任

全日本トラック協会は12月3日、「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」の初会合を開催した。

顧客等からのひどい暴言、不当な要求、脅迫など著しい迷惑行為「カスタマーハラスメント(カスハラ)」が社会問題化する中、トラック運送業界においても、事業者に対する優越的な関係を背景に、荷主や一般消費者からドライバーに対する暴言や、契約のない過剰な要求および業務に対する不当な言いがかりなどが近年増加傾向にある。同委員会は、ドライバーの安全と健康を守り、カスハラによる精神的被害を防ぐため、被害を受けたドライバーの適切な対応や防止策を講じるとともに、エッセンシャルワーカーとして働くドライバーの社会的評価の向上に繋がる対策を講じることを目的として設置された。

同委員会では、①トラック運送業界におけるカスハラの事例・実態把握、②事業者がドライバーを守るために採るべき対策、③ドライバーの社会的評価の向上に繋がる方策、④荷主や消費者に対する適切な情報発信」について検討。委員長には坂本克己全ト協会長の指名により、滋賀県トラック協会会長の松田直樹氏が選任された。

年度内に数回の開催を経て、提言を取りまとめる。

認証取得が外国人材受け入れのための条件です

2024年度 一ツ星新規(申請受付4期)
4ヶ月切迫 12月31日まで
審査結果通知書の発行 2025年4月下旬以降

今年最後の受付中!! さあ 今すぐ申請のご準備を

国土交通省創設 働きやすい職場認証

「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」において、特定技能所属機関に対して「働きやすい職場認証」の取得が要件として課されました。これに伴い、外国人材を受け入れたい事業者が早期に本制度に参画できるよう、今年度の一ツ星新規申請について、申請期間を拡大することいたしました。

※審査結果通知書の発行時期が、それぞれの申請期間により異なります。

制度の詳細はこちら

応募者数増加実績 40%

安心を促す一ツ星が集まる一ツ星環境

日本海事協会

御社の基幹システムへのご構想、実現に向け、お聞かせください。

運輸業 経営管理 システム

長年にわたりお付き合いを賜っております運輸業経営のユーザー様方々から、ご相談とご要望を拝聴し、貴重なご助言も頂戴しながら、導入時のヒヤリングから運用時のサポートを通して積み重ねたノウハウをもって、各社様ごとに弊社パッケージシステムをカスタマイズいたし、基幹システムとしてご活用いただいております。

39th Anniversary

TSC 東和サン ソフトクリエイティブ株式会社
〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大団ビル4階
TEL:03-3818-1541 FAX:03-3818-1546
http://www.towasan-soft.co.jp

坂本会長 理事会あいさつ (要旨)

業界のさらなる健全化に向けて
これまでの長い人生を賭してチャレンジ!

平成30年の議員立法による改正貨物自動車運送事業法成立により「荷主対策の高度化」や「標準的な運賃の告示制度導入」などが新たに盛り込まれ、業界の健全な発展に期待がもたれている。同時に「物流効率化」の推進も求められる。この改正貨物自動車運送事業法は、先月12月1日より施行され、花開くことになる。

来賓あいさつ (要旨)

鶴田 浩久
国土交通省
物流・自動車局長



来賓4月の施行に向けて、経済産業省・農林水産省と合同の審議を立ち上げ、先月取りまとめを行いました。多重重下請構造の是正に向けて、「トラック運送業における多重重下請構造検討会」を今年8月に立ち上げ、利用運送事業者等の実態把握を進めてきた。今後課題を抽出して、対策を検討していきたい。また、「トラック・物流

5月に公布された改正物流法について、坂本会長はじめ業界の皆様方にはじめ業界の皆様方に強力な後押しをいただき、改めて御礼申し上げます。

1面に関連

化法は、いよいよ来年4月より順次施行され、花開くことになる。改正物流効率化法による事業の効率化が期待される今こそ、我々の最後の仕事として、これまでの不正な状態であった「競争の適正化」にしっかりと取り組まなければならぬ。適正競争の推進により、現場で汗を流しておられるトラックドライバーの皆様への地位向上と労働条件の改善、運送事業者の効率経営が図られ、それが安定的な物流の確保に繋がり、国民経済の健全な発展に寄与することになる。この実現を期待しているところである。

山本 巧 国土交通省 道路局長



私たちの仕事は「道路をいかに滞りなく、道路利用者の皆様方に利用いただくことができるか」ということ。併せて、ドライバーの休息施設整備についても取り組んでいきたい。議員立法成立に向けた業界の皆様のご尽力にたいして感謝申し上げます。

各都府県代表あいさつ (要旨)

村野 伸介
厚生労働省
労働基準局監督課長



今年4月に時間外労働の上限規制および新たな改善基準告示が適用された。8か月余りが経過して、都道府県労働局や労働基準監督署では、説明会の開催や、丁寧な監督指導により、改正内容の周知・定着に努めるほか、長時間の恒常的な荷待ち等の解消に向けた荷主への要請、国土交通省の「トラック・物流Gメン」と連携した荷主対策など、取引環境の改善に向けた取り組みを継続して実施している。

平林 孝之
経済産業省
商務・サービスグループ
消費・流通政策課長
兼物流企画室長



また11月には、厚生労働省の「過労死等防止啓発月間」の一環として、「過重労働解消キャンペーン」を実施した。この取り組みの中で、都道府県労働局長が、地域において長時間労働削減に向けた積極

先月、3省合同会議において、政省令作成に向けた最終の取りまとめが行われた。この過程において、荷主の意識の変化を感じている。また、多くの講演の機会をいただいた



最近、農林水産省の補助事業において、卸売市場でのクランフックリフトに関する申請が非常に増えている。これは、パレット化が進んできている。2週間前、全国のJA(農業協同組合)に対するオンライン説明会があり、物流効率化法の施行に向けた動きを説明したが、約600人の参加があった。確実に、荷主の意識は変わってきていると思われ、とはいえ、まだ地域によっては取り組みが遅れているところもあるため、

永井 岳彦
資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料供給基盤整備課長



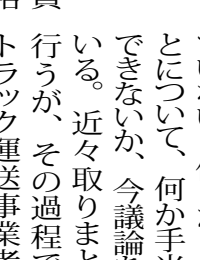
3年間続けてきた燃料油価格変動緩和補助金も、いよいよ出口戦略という観点で、支援額を縮小することとなり、本日に最後の申請受付が完了した。その後は、引き続き、引き続き、指導をお願いしたい。

亀井 明紀
公正取引委員会
事務総局 経済取引局
取引部企業取引課長



私も、公正取引委員会の最大のテーマは「価格転嫁」。特に、労務費が上がり、価格転嫁が進んでいくというところだ。よき報告ができるかと思っている。引き続き、指導をお願いしたい。

鮫島 大幸
中小企業庁
事業環境部 取引課長



中小企業庁は、中小企業が、荷主も含めて価格交渉、価格転嫁ができるように、ぜひ、指導をよろしくお願いいたします。



トラック運送業界からの最重点要望事項を赤澤亮正経済再生担当大臣に手渡す坂本克己会長(11月19日、内閣府)

赤澤経済再生担当大臣へ実現求める!! 「大口・多頻度割引の継続」を中心に令和7年度税制・予算を要望

全日本トラック協会の坂本克己会長は、11月19日に赤澤亮正経済再生担当大臣を訪問し、「トラック運送業界からの最重点要望事項を手渡す」とともに、同要望事項の内容を説明した。赤澤経済再生担当大臣への要望事項は、特に燃料価格高騰への支援、大口・多頻度割引の拡充措置の継続、実質50%割引への拡充、中小企業投資促進税制の特例措置の延長、地方創生臨時交付金の継続、燃料価格高騰への支援、燃料油価格変動緩和措置の継続、実質50%割引への拡充、令和6年度内に限り支援を継続するとされているが、引き続きトラック運送業界において、正予算で措置が継続されるよう要望した。さらに、今年度末に適用期限を迎える「中小企業投資促進税制の特例措置の延長」についても、トラック運送業界にとってトラック購入等法人税が軽減される。極めて重要な制度であることから、その実現を強く求めた。

ニュース・ターミナル(トラック協会ニュース)

第1回「適正取引委員会」初会合を開催

11月14日、第1回「適正取引委員会」が全日本トラック協会会長を議長として開催された。第2回「多重重下請構造のあり方に関する提言」や下請法関係理事会合同会議の承認、「物流」の「2024年問題」に関するアンケート調査結果、多重重下請構造の是正、荷主との見直し、委員間で活発な意見交換を行った。また、適正取引委員会(下請法)の執行を公正取引委員会と連携して実施することを承認した。なお、議事に先立ち、国土交通省物流・自動車局の三輪由子貨物流通課長が、「適正取引の推進に関する国の動向」と題し、説明を行った。



第1回「適正取引委員会」(11月14日、全ト協)

第62回「物流政策委員会」改正物効法・改正事業法関連省令案等について意見交換

11月29日、第62回「物流政策委員会」(馬渡雅利・畜産部課長)が開催された。請書、④白ナンバー馬渡委員長による開会挨拶の後、新委員長による開会挨拶、事務局が報告した。国土交通省物流・自動車局の三輪由子貨物流通課長が、「改正物効法・改正事業法関連省令案等」について、同局物流政策課の林田雄二が説明し、その後の意見交換が行われた。



第62回「物流政策委員会」(11月29日、全ト協)

第64回「適正化事業委員会」対応等について意見交換

11月27日、第64回「適正化事業委員会」(御手洗月間を実施します)(国安委員長)が開催された。交省アセス資料、等議事では、地方適正化について事務局が説明。事業助成費交付要綱(案)11月から12月にかけて実施されているトラックGメンの集中監視月間を含む、Gメン調査員の出発式、出席委員が各都道府県トラック協会での対応状況等について、意見交換を行った。



第64回「適正化事業委員会」(11月27日、全ト協)

第1回「道路・施設委員会」使いやすい安全な道路・施設の活用目指し始動

11月29日、第1回「道路・施設委員会」が全日本トラック協会会長を選任。審議事項では、同委員会の所管事項や徳島道路委員会と「ドライブ・ラックステーション(TS)」の推進について、国土交通省物流・自動車局の三輪由子貨物流通課長が、「適正取引の推進に関する国の動向」と題し、説明を行った。



第1回「道路・施設委員会」(11月29日、全ト協)

「安全・安心の道づくりを求める全国大会」

トラックドライバー不足への対応を図るため 道路利用者目線での施策盛り込む

全国道路利用者会議 日に開催され、全国のト...



古賀 誠 全道利会長



道路利用者目線での道路整備実現を目指して、7項目からなる決議を採択した(11月26日、砂防会館)

- 決議 1. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について...

高橋副大臣は、「防災・減災、国土強靱化の取組を着実に推進する...

「二ユース・ターミナル」(トラック協会「二ユース」)

燃料高騰対策「大口・多頻度割引拡充」など

自民党「予算・税制政策懇談会」で要望...

全日本トラック協会は11月20日、自由民主党...

トラック運送業界からの最重要要望事項を説明する水野功副会長(11月20日、自民党本部)

中小企業投資促進税制の特例措置延長などを要望...

全日本トラック協会は12月5日にサ・キャビトルホテル東京(東京都千代田区)で開催...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「新総合会館」が落成 防災機能に期待集まる

愛知県トラック協会 愛知県トラック協会(寺岡洋一会長)は11月15日、名古屋市内のホ...

県知事が、「愛知県の製造業生産額が52兆4000億円と過去最高の記録...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「二ユース」の調査結果を報告。その調査結果等を基に、グループディ...

「ユース・ターミナル」(官公庁ユース等)

「大口・多頻度割引最大割引率40%から50%への拡充」8年3月末まで延長

政府は令和6年度の補正予算案を11月29日に閣議決定し、12月9日に国会で成立した。年内の成立を目標とする。補正予算案に於いては、11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、「日本経済・地方経済の成長」、「物流の克服」、「国民の安心・安全の確保」の3つの柱について、各項目の実施に必要な経費を計上した。

6年度補正予算が国会で承認

国土交通省関係では、陸・海・空の輸送モードを活用した新たなモーダルシフト、物流拠点の整備、自動化・機械化・脱炭素化・物流標準化・データ連携等による物流の効率化、トラック・物流Gメンや改正物流法の着実な実施による商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容等を推進する「物流の革新と持続的な成長に向けた中期計画」の推進を踏まえた取組等の推進のために80億3,000万円、また、運送事業者の労働生産性向上を図るため、「大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置」を令和8年3月末まで延長するために77億5,770万円を計上した。

さらに、自動車運送業における人材確保のため、外国人材の受入環境の整備等を推進するほか、商用電動車のさらなる普及促進のため、バッテリー再利用実証事業等を実施する「運輸業・海運業等における人材確保・育成等」に12億7,200万円が盛り込まれた。なお、このほかにも「自動車運送業の普及・促進に向けた「道路システムのD-X」の推進」に59億7,000万円が措置された。

また、厚労省が運営する「新たなモーダルシフトに向けた対応策」を公表した。官民物流標準化懇談会(以下「懇談会」)は、11月22日、国土交通省は、令和6年度「放射性物質安全輸送講習会」を開催し、1・2月に対面とオンラインで実施した。同講習会は、令和5年6月2日に取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」を受け、「官民物流標準化懇談会」の下にモーダルシフトの推進およびテナ等の導入促進について重点的に議論・検討する。「モーダルシフト推進・標準化分科会」を5年7月に設置、同年11月に、各検討事項に関する方向性と施策を取りまとめた。その後の分科会での議論等を踏まえ、2030年度に不足する輸送力34%の解消をより確かなものとすべく、従来のトラック輸送から鉄道と内航海運へのモーダルシフトに加えて、陸・海・空のあらゆる輸送モードを総動員して、トラックドライバー不足や物流網の障害などに対応するための「新たなモーダルシフトに向けた対応策」をまとめた。

具体的には、①ダブルトラックと自動運送トラックの導入促進等、②航空貨物輸送のさらなる活用、③地域の産業政策・地域政策等との連携を図ることとしており、同省では、今回示された方向性を踏まえ、多様な輸送モードも活用した新たなモーダルシフト(「新モーダルシフト」)の推進に取り組むとしている。

■実態調査結果を踏まえ今後の議論の方向性を検討
第2回「トラック運送業における多重下請構造」に関する調査結果(以下「調査結果」)は、平島電二副会長(適正取引委員長)と若林陽介理事長が出席した。今回は、多重下請構造の実態調査の結果等について事務局から報告した上で、今後の議論の方向性について、委員間で議論を展開した。

同調査は、多重下請構造に介入する多様な者を捉えるために実施。①法規制や取引態様に応じたカテゴリ別調査(第一種貨物利用運送事業者へ)

国土交通省は11月29日、「大雪時の大型車立ち往生防止対策」について、「大雪時の立ち往生の発生を抑止するための公表」を公表した。同省は、12月以降の大雪により、関越自動車道、北陸自動車道等で多くの大型車両が立ち往生したことから、大量の車両が路上に滞留する

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

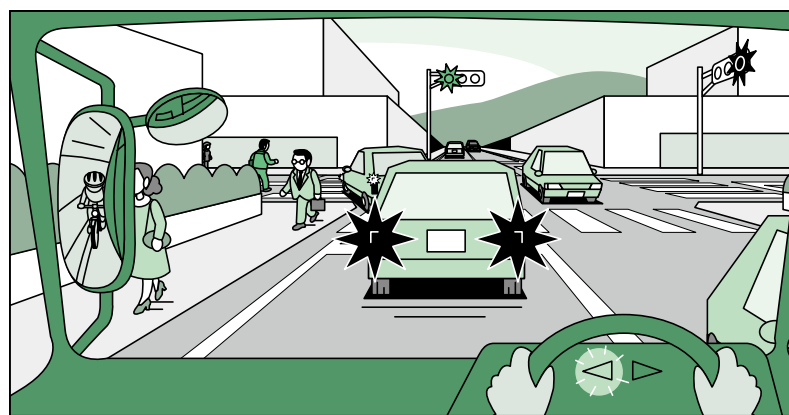
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

危険予知訓練(KYT)シート：交通事故防止編 あなたならどうしますか?

〔第172回〕「前車に続いての左折」

状況
あなたは年末で混雑している信号交差点にさしかかり、前車に追従して左折しようとしています。また、自車の左後方には自転車が走行しています。この場面にはどのような危険がありますか。また、危険を避けるためにはどのような運転をすればよいでしょうか。考えてみましょう



◆どのような危険がありますか?

Blank space for writing answers to the question about dangers.

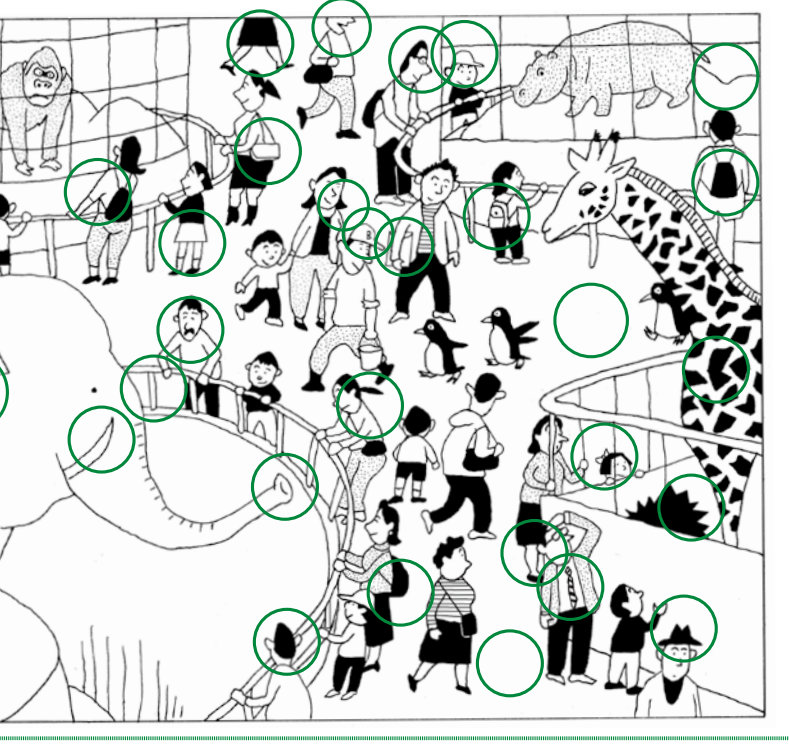
◆どのような運転をすれば危険を避けることができますか?

Blank space for writing answers to the question about safe driving techniques.

(解説：7面)

まちがいがし 答え合わせ

「広報とらつく」11月1日号掲載の「まちがいがし」の正解は、下記の30か所でした。正解者の中から抽選で20名様に記念品をプレゼントします。なお、当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。多数のご応募ありがとうございます。



「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催
「2024年問題」でオタクの「説明会」を開催し、対応策を説明した。

「ニューズ・ターミナル」(官公庁ニューズ等)

改正物流法施行へ判断基準など公表

令和7年4月から段階的に施行へ

国土交通省、経済産業省、農林水産省は、令和6年5月に公布された改正物流事業者法等に対する規...

基本方針では、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に...

新効法の施行に向けた合同会議取りまとめのポイント
本合同会議の開催趣旨
○新効法の施行に向けて、国土省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議を開催し、国が定める基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準等の具体的な内容を審議の上、令和6年11月に取りまとめ。

荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント
○すべての荷主(発荷主、着荷主)、連鎖化事業者(フランチャイズチェーンの本部)、物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、これらの取組の例を示した判断基準・解説書を策定。

中小企業庁は、令和3年9月から毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と定め、同月間に合わせ、受注企業が発注企業に...

公正取引委員会は11月28日、(株)イトーキに対し、独占禁止法第19条(特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特...

イトーキ物流特殊指定違反で警告
運送事業者へ時間外業務を無償で行わせた疑い
イトーキは、同社製品であるオフィス家具の運送業務を委託する...

「低圧バースト」を防ぐ切り札
先月、こんな深さも、中央部分の残溝は9mmありながら、外側はその半分以下の4mmと、大きな片減りが起きています...

も強烈な衝撃を受け、空気が一気に膨らませてしまった結果、タイヤ内の弱った金属コードが温度がリアルタイムで分かる「空気圧センサー」を装着しては、こうした「予測不能なバースト」を招くことにはなりました。

あなたは解ける!!
(11月15日号) 答え合わせ
A B C D E F
E コ ド ラ イ ブ

トラック運送事業者のための
経営のヒント
年間最大残業時間960時間や改正改善基準告示をクリアしている事業者もいる。だが、それだけでは「2024年問題の解決とはいえない」...

物流ジャーナリスト 森田 富士夫
時短や荷主交渉はデータ把握から
繁忙期の時間管理が課題である。そこで昨年5月から開発していたのが、一人ひとりの時間外労働時間の把握(事務職も含む)とクラウド化である...

法令クイズ
マルバツクイズ
～車両通行帯編～
1 高速自動車国道の登坂車線を走行するときでも、時速50キロメートルの最低速度に達しない速度で走行することはできない。(○×)

省 荷主の判断基準命令
省 農林水産省では、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による...

「健康職場づくり」 事業者訪問

いきいきと働くことのできるトラック運送業界を目指して

協会けんぽ・産業保健機関・自社の産業医と連携 健康診断の実効性を高めて健康増進に挑む

従業員が健康で長く働くことのできる職場づくりは、会社の事業を継続させていくための最も重要な取り組みのひとつであるといえます。しかしながら、近年我が国において過労死等が多発しているなど、大きな社会問題となっているなど、職場におけるメンタルヘルス対策や、過重労働による健康障害防止対策

第27回 鮎川産業株式会社(福岡県北九州市)

「従業員の健康増進は会社の持続的成長に繋がる」
健康づくりを加速し「プライト500」取得



鮎川 太志 代表取締役社長



佐藤 真一 総務部長

2020(中小規模法人部門)を、さらに3年

には中小企業で特に優れた取り組みを行う事業者が認定される「プライト500」を取得している

「特定保健指導」を通じて生活習慣を改善
健康診断を毎年確認し「フォロ」強化に繋げる

「特定保健指導」を通じて生活習慣を改善し企業の労働安全衛生生活に対する支援を行う産業保健機関(西日本産業衛生会)で毎年受診させるようにしている。受診結果に基づいては5年間保存されている。受診結果が健康診断を受けた後、その結果を提出させていた。しかし、健診内容や結果の様式がバラバラで、要再検査、要精密検査と診断される従業員に対するフォローも十分でなかったという。

そこで、同社では平成31(令和元)年から、協会けんぽが実施している「生活習慣病予防健診」(「特定保健指導」)を活用することにした。

同社では協会けんぽや産業医からのアドバイスにより、健診項目の充実にも取り組んでいる。生活習慣病予防健診には、毎年受診する。一般健診と、一般健診に任意で追加できる「オプション検査」、40歳から70歳まで5歳刻みで受診可能な「付加健診」があり、同社では昨年からは、一般健診に追加して、オプション検査としてCT検査や肝炎ウイルス検査、腫瘍マーカー検査のほか、がん検診(後述)を加えており、今年も、生活習慣の改善を必須とし、健診内容も充実させる計画だ。

一方、「特定保健指導」は、健診を受けた結果に基づいて、健康リスクの高いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

るリスクのある40〜74歳を対象に行う健康サポーターである。従業員は、健診結果を協会けんぽ福岡支部に送付した上で、生活習慣病のリスクの高い従業員に対しては同社が派遣する保健師や管理栄養士など専門の指導スタッフによる

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

るリスクのある40〜74歳を対象に行う健康サポーターである。従業員は、健診結果を協会けんぽ福岡支部に送付した上で、生活習慣病のリスクの高い従業員に対しては同社が派遣する保健師や管理栄養士など専門の指導スタッフによる



同社では、医師を招き社内でインフルエンザ予防接種を行っている



10年ほど前から、毎朝始業前にラジオ体操を行っている

「特定保健指導」を通じて生活習慣を改善し企業の労働安全衛生生活に対する支援を行う産業保健機関(西日本産業衛生会)で毎年受診させるようにしている。受診結果に基づいては5年間保存されている。受診結果が健康診断を受けた後、その結果を提出させていた。しかし、健診内容や結果の様式がバラバラで、要再検査、要精密検査と診断される従業員に対するフォローも十分でなかったという。

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて生活習慣を改善し企業の労働安全衛生生活に対する支援を行う産業保健機関(西日本産業衛生会)で毎年受診させるようにしている。受診結果に基づいては5年間保存されている。受診結果が健康診断を受けた後、その結果を提出させていた。しかし、健診内容や結果の様式がバラバラで、要再検査、要精密検査と診断される従業員に対するフォローも十分でなかったという。

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて生活習慣を改善し企業の労働安全衛生生活に対する支援を行う産業保健機関(西日本産業衛生会)で毎年受診させるようにしている。受診結果に基づいては5年間保存されている。受診結果が健康診断を受けた後、その結果を提出させていた。しかし、健診内容や結果の様式がバラバラで、要再検査、要精密検査と診断される従業員に対するフォローも十分でなかったという。

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて生活習慣を改善し企業の労働安全衛生生活に対する支援を行う産業保健機関(西日本産業衛生会)で毎年受診させるようにしている。受診結果に基づいては5年間保存されている。受診結果が健康診断を受けた後、その結果を提出させていた。しかし、健診内容や結果の様式がバラバラで、要再検査、要精密検査と診断される従業員に対するフォローも十分でなかったという。

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

「特定保健指導」を通じて、具体的な個別指導を受けることで、健康リスクの低いドライバーの生活習慣改善に繋がっている。今年12月には、当社から従業員9人が特定保健指導を受ける予定で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)にな

鮎川産業株式会社

会社所在地 福岡県北九州市八幡西区夕原町 4-16
 資本金 1,000万円
 設立 昭和45年1月
 従業員数 57人(うちドライバー41人)
 車両数 37台

第33回「群馬県みなかみ町『水上温泉』」

詩本草人のぶらり旅

群馬県の水上温泉郷は、谷川岳の眺望と利根川渓流のせせらぎの恩恵を受けた、首都圏の奥座敷。江戸時代から文人墨客に愛された薬湯が、利根川の上流に滾々と湧いていまも。まさに、温泉の宝庫と言われる所以です。今回訪れた宿は、旅と酒をこよなく愛した歌人・若山牧水ゆかりの「坐山みなかみ」。土日のスケジュールが真っ白なのに気付き、ふと一人旅に出かけました。東京駅から上毛高原駅まで上越新幹線で約1時間5分、そこからバスで約25分、計1時間30分余り、この関東の奥地、深山幽谷の世界に辿り着きます。遠く湯宿へ足を延ばすもよし、近くの秘境に足を延ばすもよし、旅は思い立ったが吉日です。

宿は、遙か彼方に谷川岳を望み、利根川渓流に囲まれた家のような大自然の懐に位置していました。気ままな一人旅の最大の楽しみは温泉です。訪れた日は丁度紅葉が真っ盛りの時期でしたが、その鮮やかな色が湯船に映され、まるで源氏絵巻のようでした。館内には15種類の豊富な湯船があり、温泉好きにはたまらない魅力です。泉質は硫酸塩泉で美肌の組合で、ほかに地域別の「○○(ユニオン)」などもこれに含まれま

労務Q&A

第294回
年末一時金不支給で合同労組から
団交要請、対応は

【解説】合同労組は、企業の枠にとられない、どこに属する労働者でも加入できる個人加盟

【拒否できないが、要求のままに従う必要なし】

労働組合の団交交渉権は憲法第28条で保障された基本的な権利です。通常、これらの合同労組も、労働組合法に基づいた労働組合である以上、当然団交交渉権を持つべきです。もちろん、自社の労働者が組合員であることが前提ですが、会社は団交交渉を要請されればそれに従う義務があります。これを正当な理由なく拒否すれば、労働組合法第7条第2号の「不当労働行為」に該当してしまいます。したがって、ご質問の合同労組が自分の会社の労働組合でないからといって、団交交渉を拒否することはできません。同労組の交渉員は多くいる場合、経験豊富で駆け引きに長けていますから、彼らが見強硬なことを言っても、決して感情的に対応することが重要で、そのまま受け入れる義務まではありません。自社の業務運営上都合のよい日程や交渉場所、出席者の人数等を主張して、調整を求めたいという意向を、事前に会社側へ「覚書き」や「確認事項」等の使用を要求される場合は、納得できず、必ず断り、時間制限のある公共の施設を利用することは避けなければなりません。さらに、交渉にあたっては、納得できない内容を交わすことも、相手の発言を

業績不良により今年の年末一時金が支給できなかったため、職場説明会を開き労働者にその旨を伝えたところ、1週間ほどしてから社外のいわゆる合同労組から団体交渉の申し入れとともに、例年並みの年末一時金の支給を求める要求書が送られてきました。年末一時金の不支給に不満を持った何人かの労働者が同労組に駆け込んだようです。正直なところ、会社の内実を外部の人間と話し合うのは気が進まないのですが、交渉には応じなければいけません。また、要求通り年末一時金の支給も必要でしょうか。

Q 拒否できないが、要求のままに従う必要なし

労働組合の団交交渉権は憲法第28条で保障された基本的な権利です。通常、これらの合同労組も、労働組合法に基づいた労働組合である以上、当然団交交渉権を持つべきです。もちろん、自社の労働者が組合員であることが前提ですが、会社は団交交渉を要請されればそれに従う義務があります。これを正当な理由なく拒否すれば、労働組合法第7条第2号の「不当労働行為」に該当してしまいます。したがって、ご質問の合同労組が自分の会社の労働組合でないからといって、団交交渉を拒否することはできません。同労組の交渉員は多くいる場合、経験豊富で駆け引きに長けていますから、彼らが見強硬なことを言っても、決して感情的に対応することが重要で、そのまま受け入れる義務まではありません。自社の業務運営上都合のよい日程や交渉場所、出席者の人数等を主張して、調整を求めたいという意向を、事前に会社側へ「覚書き」や「確認事項」等の使用を要求される場合は、納得できず、必ず断り、時間制限のある公共の施設を利用することは避けなければなりません。さらに、交渉にあたっては、納得できない内容を交わすことも、相手の発言を

途中ですら、言いたいことを言ってもらい、話を聞いてあげるべきです。

また、年末一時金の例年通りの支給要求については、誠実に対応する必要はありませんが、こういった組合側の言いなりになることはありません。そもそも就業規則における年末一時金の支給規定が、「業績がいかに悪くても必ず支給する」という内容でない限り、使用者側は毎年支給すべき義務を要請されればそれに従う義務があります。これを正当な理由なく拒否すれば、労働組合法第7条第2号の「不当労働行為」に該当してしまいます。したがって、ご質問の合同労組が自分の会社の労働組合でないからといって、団交交渉を拒否することはできません。同労組の交渉員は多くいる場合、経験豊富で駆け引きに長けていますから、彼らが見強硬なことを言っても、決して感情的に対応することが重要で、そのまま受け入れる義務まではありません。自社の業務運営上都合のよい日程や交渉場所、出席者の人数等を主張して、調整を求めたいという意向を、事前に会社側へ「覚書き」や「確認事項」等の使用を要求される場合は、納得できず、必ず断り、時間制限のある公共の施設を利用することは避けなければなりません。さらに、交渉にあたっては、納得できない内容を交わすことも、相手の発言を

ほんのヒトコマ

【第138回】 前川川んすけ



道徳アプリ……!?

法令クイズ

～車両通行帯編～ 【解答】5面に問題

- ① × (法第2条第1項第3号の2・第75条の4) 最低速度が適用されるのは本線車道であり、本線車道は本線車線により構成する車道である。したがって、登坂車線は本線車道ではないので最低速度は適用されず、それより遅い速度でも走行できる。
- ② × (法第20条第1項、令第9条) 道路の左側部分に3つ以上の車両通行帯が設けられているときは、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。したがって、最も右側の車両通行帯は追越しなどのために空けておく。
- ③ ○ (法第20条の2) 優先レーン通行中、後方から路線バス等が接

令和元年に改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントについて防止措置を講じることが事業主の義務付けられた。併せて、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法も、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、防止対策の強化が図られた。

事業主は、実効性のあるハラスメント防止対策として、事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は、次の通りである。

- ① 職場におけるハラスメント防止対策
- ② 企業はどのように対応すればいい?
- ③ 日頃のコミュニケーションと相談を受けやすい環境の整備がカギに



厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間(写真と推定)」として、職場のハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」

職場のハラスメント防止は企業の義務

ハラスメントのない働きやすい職場を

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間(写真と推定)」として、職場のハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

パワーハラスメントは大きく分けて6つのタイプがあります

<h4>身体的な攻撃</h4> <p>暴行・傷害</p> <p>(例) ● 殴り、蹴りを行う ● 相手に物を投げつける</p>	<h4>精神的な攻撃</h4> <p>脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言</p> <p>(例) ● 人格を否定するような言動を行う ● 長時間にわたって、業務に関する厳しい叱責を繰り返す</p>	<h4>人間関係からの切り離し</h4> <p>隔離・仲間外し・無視</p> <p>(例) ● 一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる</p>
<h4>過大な要求</h4> <p>業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害</p> <p>(例) ● 労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる</p>	<h4>過小な要求</h4> <p>業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと</p> <p>(例) ● 管理職である労働者を退職させたため、誰でも遂行可能な業務を行わせる</p>	<h4>個の侵害</h4> <p>私的なことに過度に立ち入ること</p> <p>(例) ● 労働者を職場外で継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする</p>
<h4>セクシュアルハラスメント</h4> <p>職場において行われる、労働者の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害される行為です。</p> <p>2つのタイプがあります</p> <p>対価型 労働者の労働条件が不利益を受ける (例) 事業主から性的な関係を要求されたが拒否したら、解雇された。</p> <p>環境型 労働者の就業環境が害される (例) 上司が労働者の腰、胸などに度々触ったため、その労働者が苦痛に感じて就業意欲が低下。</p>	<h4>妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント</h4> <p>妊娠・出産した「女性労働者」や、育児・介護休業等を申し出た「男女労働者」の就業環境が害される行為です。</p> <p>2つのタイプがあります</p> <p>制度等の利用への嫌がらせ型 制度又は措置の利用に関する言動により就業環境が害されるもの。 (例) 育児休業の取得について上司に相談したところ、「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。</p> <p>状態への嫌がらせ型 女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの。</p>	

危険予知訓練(KYT)シートの解説

このシートを基準に拡大率を20%で設定する。A4サイズでプリントできます。

あなたは卒業して、運転士として働いています。また、自車の左後方には自車が走行しています。この場面にはどのような危険がありますか。また、危険を避けるためにはどのような運転をすればいいでしょうか。考えましょう。

① どのような危険がありますか?

- 前走車の急減速(急停止)で急ブレーキをかけた前車に追突する危険があります(図1)。
- 左折する際、左後方から進行してきた自車を巻き込む危険があります(図2)。
- 道路を横断してきた歩行者と衝突する危険があります(図3)。

② どのような運転をすれば危険を避けることができますか?

- 前走車、前車と自車が左折しようとしており、自車からは前走車の動きがわかりません。前走車の前方で歩行者等の出現があった場合、自車の急ブレーキを踏んで急減速し、前走車を停止させることが考えられます。減速と連動して車間距離を確保して走行し、前走車の急停止・急減速に備えて急ブレーキを踏むことが必要です。前走車が急減速した場合は、自車の急ブレーキを踏むと同時に、自車の急ブレーキを踏むことで、自車の急減速に備え、あらかじめ十分な車間距離をとっておきましょう。
- 左後方から自車が進行していることから、急ぎ急ぎ自車に追いつく必要があり、自車は特に危険にさらされているので注意してください。左折する際には、必ずミラーと目視での安全確認を徹底しましょう。また、安全確認が済んだら、自車の急ブレーキを踏むことで、自車の急減速に備え、あらかじめ十分な車間距離をとっておきましょう。
- 歩行者は歩行者だけでなく、歩行者の動きがわかりにくくなるため、歩行者の動きを事前に確認し、歩行者の急ブレーキを踏むことで、自車の急減速に備え、あらかじめ十分な車間距離をとっておきましょう。

た場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと

⑦ 事実関係の確認ができなかった場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと

⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること(事実確認ができなかった場合も含む)

⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な対策を講じ、その旨労働者に周知すること

⑩ 事業主に相談したと

と、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度の利用等を理由として解雇その他不利益な取り扱いをされたい旨を定め、労働者に周知・啓発すること

◆ 職場における妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置を講ずること

◆ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な対策を講じ、その旨労働者に周知すること

◆ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること

閉め忘れたバックドアに「早ッ!」

発進時の閉め忘れ、走行中の開きを運転席へ素早く知らせる!

技術マーク取得商品 大型車にも使用可能

ドアウォッチャー

メロディと光でお知らせ 警報機

ワイヤレスで配線不要 マグネットセンサー

コード長: 500mm

コード長: 270mm

本体厚み: 22mm

品番 1122438000

型式 LEDSC1

価格 23,800円 (税込26,180円)

● 発報までの時間: 0~5秒
● 電波の到達距離: 最大100m
● 電源電圧: マグネットセンサー ボタン電池(3A)、警報器12~24V
● 待機消費電力: マグネットセンサー 43µA、警報器 10.4mA
● 使用温度範囲: 0~60°C
● 付属品: ビス×4 ● 自重: 0.1kg

商品動画はこちら!

実際に商品を見れる! 即購入でも便利! と大好評!!

イベントやお得情報など発信中! パーマンショップ大阪店 Xのフォローお願いします!

2024年2月14日、東大阪市長田東ドラッグストアにOPEN

TEL.06-6753-8555

〒577-0012 東大阪市長田東5-3-9

● 営業時間: 月~金 9:00~18:00 土 9:00~15:00

● 店休日: 日・祝

※当ショップでは、専用駐車場の用意がございます。ご来店の際は、近隣のコインパーキングをご利用いただくか、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

強靱な天然ガススタンドが、災害時の物流を支えます

災害に強い強靱な燃料供給システムを確保することは、BCP(事業継続計画)の実効性を高める上で非常に重要な戦略の一つです。天然ガススタンドのガスは中圧で供給されており、そのガス管は東日本大震災クラスの地震にも十分耐えられる構造です。災害後も支障なく稼働し、交通・物流の強靱化に大きく貢献します。

都市間輸送の環境改善に貢献する 大型天然ガストラック

天然ガススタンド

大震災レベルにも耐えうる設備

写真提供: いすゞ自動車株式会社

一般社団法人 日本ガス協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12 TEL:03-3502-0215 https://www.gas.or.jp/ngvj/

宛先:(公社)全日本トラック協会 総務部広報室 行 (FAX:03-3354-1019)
回答締切日:令和7年1月15日(水)

◇機関紙「広報とらつく」読者アンケート◇

複数の回答をいただく場合は、本紙をコピーしてご使用ください。

全日本トラック協会の広報活動をより良いものとするため、下記のアンケートへご協力をお願いいたします。

○所属トラック協会()都・道・府・県 ○保有車両数()両
○ドライバー数(常勤及び非常勤等を含む) (男性ドライバー:)名、女性ドライバー:)名
○メールアドレス() ※QUOカードPayの抽選に応募される方のみ

問1.「広報とらつく」をどの程度お読みですか。該当する番号1つに○印をお付け下さい。

- 1. よく読む 2. 時々読む 3. あまり読まない 4. まったく読まない
5. その他 ()

問2.「広報とらつく」を読まれている方(回覧者含む)について、該当する番号のすべてに○印をお付け下さい。

- 1. 経営者層 2. 管理者層 3. 一般事務職 4. ドライバー
5. その他 ()

問3.「広報とらつく」で、よく読む記事・コラム等は何ですか。該当する番号のすべてに○印をお付け下さい。

- 1. トラック協会ニュース 2. 官公庁ニュース
3. 運送事業者の取組事例 4. 経営のヒント
5. 労務Q&A 6. タイヤケアホントの話
7. 危険予知訓練(KYT)シート 8. トラックドライバーのための安全運転教室
9. 法令クイズ 10. 詩本草人のぶらり旅
11. こちら広報室「四季折々」 12. ひとこまマンガ「ほんのヒトコマ」
13. クロスワード 14. 間違え探し

問4.「広報とらつく」における事業者の取り組みで参考になる事例、または今後取り上げてほしい事例は何ですか。該当する番号のすべてに○印をお付け下さい。

- 1. 交通安全・事故防止 2. SDGs、環境対策 3. 人材確保・活用
4. 適正運賃・料金収受 5. 女性の活躍(トラガール) 6. 税制・助成金の活用
7. 荷主等との適正取引(荷待時間短縮など) 8. 働き方改革・労働時間削減
9. 物流DX、IT化 10. その他 ()

問5. 今後、機関紙のコラムで取り上げてほしい情報は何か。該当する番号のすべてに○印をお付け下さい。

- 1. 雑学・豆知識 2. 食の名店めぐり 3. ドライブ情報
4. オススメ本・映画の紹介 5. 地方の特産品紹介 6. 健康情報
7. 歴史に学ぶ 8. その他 ()

問6.「広報とらつく」および広報活動に対するご意見・ご感想等があれば、お聞かせ下さい。

「広報とらつく」に対するご意見・ご感想等
広報活動に対するご意見・ご感想等

アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。

2024.12.10

こちら広報室
四季折々
日本人よりも日本人らしく
日本の四季の移ろいの美しさに
魅了され、日本の古民家に移り
住んだ外国人夫妻がいます。NHKのEテレやBSで放映されて
いる「カールさんとティナ
さんの古民家村だより」は、心
和む珠玉の「映像歳時記」です。
▼夫妻が暮らす古民家は、豪
雪地域で有名な新潟県十日町
市ドイト出身で建築家のカール
ルさんは、限界集落の空き家を、
蘇らせ、県外の人に活用して
もらう村興し活動をしています。
カールさんに共感する人が一
人、また一人と増え、沈みか
けていた村が徐々に活気が取り
戻っています。また、料理が好き
なアルゼンチン出身のティナ
さんは、地元「へぎそば」を
パスタ風にアレンジしながら、
窓外の雪景色を楽しんでいます。
▼都市部に人が集中する一
方で、かつて賑わっていた集
落は、衰退の一途を辿っています。
そんな日本の小さな集落を、
遥か遠いヨーロッパのドイト人
が生き返らせようとする発想が
熱意には頭が下がります。外見
上は経年劣化が著しい家屋で
も、カールさんの手にかかれば
見事に美しく蘇るのはなぜで
しょうか。
(山崎 蕙)

よう。カールさんは御年80を
超えても、再生家屋の目標数10
軒を掲げて意気盛んです。▼
能豊かな温泉が全国的に有名で
す。上越新幹線の越後湯沢駅か
ら北越急行はくほく線に乗り換
えると、約33分で十日町駅に
到着します。雪が深く降り積
もる真冬は、日本の原風景その
ものです。十日町市や津南町な
どに行くと、豪雪に耐え得るよ
うな現代的で、幾何学を凝らした
いくつもみることが出来ます。
▼昨今、「空き家・古民物件見学
ツアー」なるものが俄に脚光を
浴びています。空き家を購入し
てリノベーションし、賃貸住宅と
するもので、低価格、駅近など、
貸す側、借りる側の双方にメリ
ットがあり、じわじわと人気で
す。▼空き家には、「以前家族が
住んでいた頃の残像」が台所や
壁紙などに見られます。幼子が
書いた落書きを見て「この家は
4人家族かな、大きな袖棚を見
て」この家は信心深かったのか
な」などと、勝手な想像が浮か
びます。主を失った家が再生さ
れ、新しい主を迎えて息吹を取
り戻す様子は、見ていて心地良
く、実に感動的です。「捨てる神あ
れば拾う神あり」と、まさに「世
の中に、無駄なものがない」
と教えられた気持ちです！
(山崎 蕙)

飲酒運転(酒酔い運転、酒気帯び運転)は、きわめて悪質な犯罪行為です。
国土交通省は飲酒運転防止の徹底を図るため、行政処分基準を改正し、ドライバーが飲酒運転をした場合において、運送事業者が飲酒運転禁止に関する指導監督を怠っていた場合や、点呼を実施していなかった場合の行政処分の内容を強化し、令和6年10月1日から適用しています。
事業用トラックドライバーの飲酒運転が相次いで発生するようになれば、エッセンシャルな業種であるトラック運送業界の社会的信頼性は著しく失墜すると、事業経営にも影響してしまいます。
6年12月10日から7年1月10日にかけて、6年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」が実施されています。「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって取り組みを進めましょう。

行政処分基準の改正
ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合
初違反 100日車 再違反 200日車
●指導監督義務違反(新設)
酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施
初違反 100日車 再違反 200日車
●点呼実施義務違反(新設)
酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施
初違反 100日車 再違反 200日車
★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や人命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。
事業者が飲酒運転を下令・容認した場合
違反営業所に対して14日間の事業停止
飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合
違反営業所に対して7日間の事業停止
事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合
違反営業所に対して3日間の事業停止

処分量定の引き上げ
●勤務時間等基準告示の遵守違反
改正前 改正後
未遵守計5件以下 初違反 警告 再違反 10日車 変更なし
未遵守計6~15件 初違反 10日車 再違反 20日車 未遵守6件以上 初違反 1件2日車
未遵守計16件以上 初違反 20日車 再違反 40日車 初違反 1件4日車
●点呼の未実施
改正前 改正後
未実施計19件以下 初違反 警告 再違反 10日車 変更なし
未実施計20~49件 初違反 10日車 再違反 20日車 未実施20件以上 初違反 1件1日車
未実施計50件以上 初違反 20日車 再違反 40日車 未実施1件2日車

飲酒運転(酒酔い運転、酒気帯び運転)は、きわめて悪質な犯罪行為です。
国土交通省は飲酒運転防止の徹底を図るため、行政処分基準を改正し、ドライバーが飲酒運転をした場合において、運送事業者が飲酒運転禁止に関する指導監督を怠っていた場合や、点呼を実施していなかった場合の行政処分の内容を強化し、令和6年10月1日から適用しています。
事業用トラックドライバーの飲酒運転が相次いで発生するようになれば、エッセンシャルな業種であるトラック運送業界の社会的信頼性は著しく失墜すると、事業経営にも影響してしまいます。
6年12月10日から7年1月10日にかけて、6年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」が実施されています。「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって取り組みを進めましょう。

今年10月1日から新たな行政処分基準が適用
飲酒運転防止の徹底を図るため、運送事業者が飲酒運転禁止に関する指導監督を怠っていた場合や、点呼を実施していなかった場合の行政処分の内容を強化し、令和6年10月1日から適用されています(図1)。
また、勤務時間等基準
ある800日車(80点)
を超過する可能性も十分に
ありますので、運送事業者
はさらなる飲酒運転防止
対策の推進および法令
遵守の強化を図ることが
求められます。
飲酒運転防止対策を効
果的に進め、飲酒運転を
根絶しましょう。

年末年始の輸送等に関する安全総点検
令和6年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」
令和6年12月10日(火)~7年1月10日(金)
国土交通省では、令和6年12月10日(火)~7年1月10日(金)にかけて、繁忙期である年末年始に、陸・海・空の輸送機関等が安全対策の実施状況等を自主点検することにより、公共交通機関の安全を図るとともに、輸送機関等の安全に対する意識を高めることを目的に、6年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の取り組みを実施します(写真右)。
総点検では、国土省全体の4つの重点点検事項に加え、6つの物流・自動車局(自動車交通関係)重点点検事項(別掲)が定められています。
国土省では、総点検の実施により安全確保の徹底を図るよう、運送事業者に呼びかけています。

立ち往生 対策
降雪予想時
チェーンの携行
早めの装着
けん引フックの場所確認
大雪時
道路通行止めへの理解
広域迂回のご協力
国土交通省 東北地方整備局
福島河川国道事務所 TEL:024-539-6130
郡山国道事務所 TEL:024-946-8165
磐城国道事務所 TEL:0246-23-0964

安全運行のオアシス
トラックステーション
全国23か所のトラックステーション(TS)は、トラックドライバーの安全運行を支える、長距離運行に欠かせない休憩施設です。
各施設の運営時間・概要・周辺地図は
各施設の運営時間・概要・周辺地図は
各施設の運営時間・概要・周辺地図は
各施設の運営時間・概要・周辺地図は